

議案第14号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に依りて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(3) 略

(4) 旅券法施行令（平成元政令第122号）第6条第1項の規定により処理することとされている旅券法（昭和26年法律第267号）第5条の規定に基づく一般旅券の発給 1件につき2,000円（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合に

あつては、4,000円）

(5) 旅券法施行令第6条第1項の規定により処理することとされている旅券法第9条第1項の規定に基づく渡航先の追加に関する事務 1件につき300円

(6) 削除

(7)～(10) 略

(11) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に依りて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(3) 略

(4) 旅券法施行令（平成元政令第122号）第4条第1項の規定により処理することとされている旅券法（昭和26年法律第267号）第5条の規定に基づく一般旅券の発給 1件につき2,000円

(5) 旅券法施行令第4条第1項の規定により処理することとされている旅券法第9条第1項の規定に基づく渡航先の追加に関する事務 1件につき300円

(6) 旅券法施行令第4条第1項の規定により処理することとされている旅券法第12条第1項の規定に基づく一般旅券の査

証欄の増補 1件につき500円

(7)～(10) 略

(11) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の

<p>規定に基づき介護支援専門員実務研修受講試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務 (試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務に限る。次項第2号において「試験問題作成事務」という。)</p> <p>1 件につき<u>1,400円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(11の2)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>規定に基づき介護支援専門員実務研修受講試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務 (試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務に限る。次項第2号において「試験問題作成事務」という。)</p> <p>1 件につき<u>1,800円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(11の2)～(328) 略</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

この条例は、令和5年3月27日から施行する。ただし、第2条第1項第11号の改正規定は、同年4月1日から施行する。